



新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化に対応するために助成金や給付金を活用！

新型コロナウイルスはあっという間に世界的に流行しています。1991年のバブル崩壊や、2008年のリーマンショックとは異質とはいえ、その不安感焦燥感是我々テニス事業者にとってもより身近に感じられます。感染症対策は人命に係るが故、最優先されなければなりません。国内国外とも政治・経済・文化・芸術・スポーツ活動等全ての分野は縮小傾向に推移しています。スポーツを通じた明るい、そして笑顔の溢れる社会を早く取り戻すことは世界の人々の願いでしょう。

さて、日本政府は、全事業者に対して、可能な限りの支援策を立案実施しようとしています。私たちテニス事業者も安定した事業運営を継続するために、有効な支援策を利用することは重要なことではないでしょうか。

今回は当協会の賛助会員である社会保険労務士法人プロジェクト様のご協力ご指導を得て、助成金・給付金の申請とそのための準備について3月10日現在発表されているものの中から、以下の2つをお伝えいたします。

■雇用調整助成金の特例措置

□どのような場合に受給できるか

事業主が、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用の維持を図るために従業員に対し休業手当を支払った場合

※事業の縮小とは新型コロナウイルスの影響を受ける全業種について、売上高等の生産指数が1か月で対前年同月比10%以上低下した場合。

□助成内容

休業手当の3分の2（中小企業）2分の1（大企業）

※宣言を發出して自粛要請をしている地域は別途。

（3月10日現在北海道）

□申請方法

2020年3月10日現在未定

※ただし、旧来の雇用調整助成金制度からすれば、以下のようなステップで申請書類の提出が求められると思われる。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う休業等の実施計画届の提出は実際の休業後（令和2年5月31日までの事後提出）でも可とされています。

（STEP 1）休業等実施計画届の提出

- ・休業等実施計画届
- ・雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書
- ・雇用調整実施事業所の雇用指数の状況に関する申出書
- ・休業計画一覧表
- ・休業協定書
- ・労働者代表選任届及び委任状
- ・事業所概況と中小企業に該当していることの確認書類
- ・生産指数の確認書類
- ・派遣受け入れの場合、受け入れ派遣労働者数の確認書類
- ・所定労働日、労働時間、休日や賃金制度の確認書類

（STEP 2）支給申請

- ・支給申請書
- ・助成額算定書
- ・休業等実施一覧表及び所定外労働の実施状況に関する申出書
- ・雇用調整助成金支給申請合意書
- ・支給要件確認申立書
- ・平均賃金を算出するための確認書類
（前年度の労働保険確定保険料申告書の写し）
- ・休業実態の確認書類
（出勤簿やタイムカードの写し、勤務カレンダー等）
- ・休業期間中の賃金の支払い等に関する確認書類
（賃金台帳の写し4か月分等）

■罹患者が申請できる給付金

疾病手当金（健康保険加入者のみ）

□どのような場合に受給できるか

- ・社会保険の加入者（被保険者）が、業務外の病気や怪我（私傷病）によって連続3日間以上労務に服することができなくなり、事業主から報酬を受け取ることができない場合

□給付内容

- ・1日当たりの支給額
＝支給開始前12か月の平均報酬月額÷30日×3分の2

□申請方法

- ・健康保険傷病手当金支給申請書

本申請書には医師（療養担当者）が意見を記入したり、事業主が期間中の賃金支払状況について証明を行います。

・その他必要に応じて添付書類

例えば、労災保険からの休業補償給付を受けている場合は、併給調整を行うために確認書類の提出が必要になります。

助成金・給付金の支給を受けるためには上記の書類をそろえ申請しなければなりませんのでとても労力のいる仕事となりますが、社会保険労務士の方々のサポートを受けながらぜひ取り組んで頂ければ事業運営に大いに役立つことは言うまでもありません。現時点においては上記2点お伝えいたしましたが、新たな制度が施行されることになりましたら、ニュースやそれ以外の媒体を通し皆様にお伝えして参ります。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用 > 事業主のための雇用調整助成金 > 雇用調整助成金

雇用調整助成金

ご注意

・休業等の判定基礎期間の初日（出向の場合は出向開始日）が令和2年3月1日以降にある場合の本助成金の支給額算定において、助成額単価の上限額となっていた雇用保険の基本手当日額の最高額が従前の8,335円から8,330円に見直されました。

・ [PDF:87.7KB](#) [PDF:172KB](#) [PDF:324KB](#) [PDF:916KB](#)

○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例に関するQ&Aはこちらです [\(Q&A_新型コロナウイルス感染症関係【PDF:172KB】\)](#)
○新型コロナウイルス感染症緊急特定地域の指定に関する要件や手続きはこちらです [【PDF:324KB】](#)
○雇用調整助成金に関する主なお問い合わせ先一覧はこちら [【PDF:916KB】](#)

・ [PDF:468KB](#) [PDF:191KB](#)

・ [PDF:191KB](#)

・ [PDF:485KB](#) [PDF:219KB](#)

○令和元年台風15号に伴う特例に関するQ&Aはこちらです [\(Q&A_特別台風15号【PDF:219KB】\)](#)

政策について
分野別の政策一覧
健康・医療
子ども・子育て
福祉・介護
雇用・労働
雇用
人材開発
労働基準
雇用環境・均等
非正規雇用（有期・パート・派遣労働）
労使関係

全国健康保険協会 協会けんぽ

協会けんぽ 加入者のみなさま 船員保険 加入者のみなさま

重要 **新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について**

令和02年03月10日

被保険者が新型コロナウイルス感染症により、療養のために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合、傷病手当金が支給されます。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の申請について、ご不明な点等ございましたら、厚生労働省ホームページ、「[新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について](#)」をご確認ください。

傷病手当金の手続き方法や支給要件などの詳細については、[こちら](#)（[傷病手当金](#)）をご覧ください。

※なお、お手続きについては、窓口にお越しいただくことなく郵送でできます。

【郵送による申請の流れについて】

- 申請書を入力
 - ホームページからダウンロード
 - ネットプリント（ご利用方法の詳細はこちら）
 - 協会けんぽ支部にお電話いただき、お取り寄せ（各支部の連絡先）
- お持ちの保険証に記載の支部へ郵送。